

令和6年7月1日より、

選定療養費（初診時・再診時・時間外）の金額が変更となります。

■初診時・再診時にかかる選定療養費について

当院は、令和6年3月1日から紹介受診重点医療機関となりました。

このことにより、**令和6年7月1日から**、下記の選定療養費が変更となります。

※紹介状の有無に関わらず受診はできますが、要件に該当する場合には、通常の診療費とは別に選定療養費を負担していただきます。

紹介受診重点医療機関とは、病院とかかりつけ医との機能分化を図るため、原則、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおき、より専門的な検査や治療を行う医療機関のことです。

初診時選定療養費

◎他の医療機関等からの紹介状なしで受けた初診にかかる利用料金

徴収金額 **変更後： 医科 7,700 円 (税込)、歯科 5,500 円 (税込)**
 変更前： 3,300 円 (税込)

再診時選定療養費

◎症状が安定している等の理由で、医師が他の医療機関等への紹介を行う申し出をしたにも関わらず、自身の希望で引き続き受けた再診にかかる利用料金

徴収金額 **新設： 医科 3,300 円 (税込)、歯科 2,090 円 (税込)**

※選定療養費徴収の対象外となる場合

次に該当する人は徴収の対象外となります。

- ・他の医療機関などからの紹介状を持って受診した人
- ・救急で来院した人（救急外来や救急車などで来院し、緊急な診療を必要とする人）
- ・生活保護法、特定の疾病又は障害等により各種公費負担制度の受給対象の人
- ・外来受診から継続して入院した人
- ・災害により被害を受けた人
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療で受診した人など

■時間外にかかる選定療養費について

当院では、主に入院を必要とするような重症患者に対応する病院（二次救急医療機関）として、

24 時間体制で救急患者の受け入れを行っています。

このため、現在、「緊急性を要しない、比較的軽症の人が診療時間外に診察を希望した場合」には、通常の診療費とは別に「時間外選定療養費」を負担していただいておりますが、**令和 6 年 7 月 1 日から**、徴収金額が変更となります。

救急医療、地域医療を守るため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

時間外選定療養費

◎緊急性を要しない、比較的軽症の人が診療時間外に受けた診察にかかる利用料金

徴収金額	変更後	：	7,700 円 (税込)
	変更前	：	5,500 円 (税込)

※徴収の対象外となる場合

次に該当する人は徴収の対象外となります。

- ・救急車で来院した人 (注) 要件に該当しないと判断された場合は、徴収の対象となります。
- ・緊急に受診することを目的に、他の医療機関からの紹介状を持参した人
- ・緊急処置 (縫合処置、吸入など) や手術を要した人
- ・診察後、そのまま入院となった人
- ・15歳未満 (中学生まで) の人
- ・各種公費負担制度の受給対象の人
- ・その他病院長が負担適用外と認めた人など

ご不明な点は、当院医事課へ平日の時間内 (8 時 30 分～17 時 15 分) に、お問い合わせください。

市立大村市民病院 医事課
電話 0957-52-2161